

令和6(2024)年

広報

1009号



4月

# あしや

レッツ  
エクササイズ!



遠賀郡・中間市  
イメージキャラクター大集合

遠賀郡・中間市合同企画  
春だ! からだを動かそう!

# 春だ！ からだを 動かそう！

運動は、免疫力アップや生活習慣病の予防など、心身の健康に欠かせないもの。

季節の変わり目は、体調を崩しやすい時期でもあるため、適度に体を動かす時間を設けながら、健康に過ごしたいですね。

そこで今回は、冬になまった体を動かしたくなる運動企画！  
遠賀郡・中間市に住む皆さんの健康を願って、おなじみのイメージキャラクターたちが勢ぞろいでなにやら企画を考えたとです。

▽問い合わせ 広報情報係（☎ 223・3569）

①

だんだんと暖かくなってきたかな？  
今年の冬も寒かったから、体が固まってるっちゃる〜

水巻町イメージキャラクター  
みずまる

②

みんなもきつとそう  
だねん！  
これからの季節は  
暖かくなって、基礎代謝が落ちるらしいぬん……

中間市イメージキャラクター  
なかっぱ

③

健康のためにも  
体を動かさなきゃ  
ってことっちゃ！  
今年はオリンピック  
クイヤーでもあるし……みんなでも  
にかするっちゃ？

芦屋町イメージキャラクター  
アッシー

④

運動会をするのは  
どう？  
みんなも体を動か  
したくなってくれ  
るかも！

遠賀町イメージキャラクター  
おんがっぴー

⑤

いいね！  
でもやるからには  
真剣勝負だよ！  
急に体を動かすと  
危ないから、栄養  
つけて、準備運動  
をして挑むぞ！

岡垣町イメージキャラクター  
びわりん&びわすけ



みんなで運動会  
がんばるぞ〜！！



握力を鍛えたい人におすすめ

握力測定 Winner びわりん&びわすけと

## 肩と腕のエクササイズ

広報担当者と一緒に

各キャラクターの勝因はコシだ！  
エクササイズ紹介

1



1. ペットボトルを両手で持って、足を肩幅に開き、両手を体の横から腕がVの字になるくらいまで3〜5秒かけて持ち上げる

2

すう〜と息を吸いながら下ろそう



2. 体をまっすぐに伸ばしたまま、3〜5秒かけてペットボトルを太ももの横に触れるまで下ろす

10回×3セット

よいしょ〜

階段を元気に登りたい人におすすめ

10メートル競歩 Winner おんがっぴーと

## ふくらはぎのエクササイズ

1



10回×3セット

2



1. 両足をそろえて、背中を伸ばし自然に立つ  
2. かかとを床からできるだけ高く浮かせ、3秒キープしたらゆっくり床に下ろす

エクササイズの注意点

- 反動はつけない
- 伸ばしている部位や使っている部位を意識する
- 呼吸は止めずに一定のリズムで行う

何歳になっても自分らしくいきいきと、元気に生活していくために無理をせず、体を動かしましょう！

今回のエクササイズを監修してもらったのは……  
健康運動実践指導者  
ばば あけみ  
馬場 明美さん



遠賀体育センター  
遠賀町大字広渡 23 番地の 6  
☎ 093-293-5434



岡垣サンリーアイ  
岡垣町野間一丁目 2 番 1 号  
☎ 093-282-1515

### 各施設紹介

エクササイズにぴったりの各市町にある施設です！詳しい情報は、各ホームページで確認してください。

肩の可動範囲  
を広げたい人  
におすすめ

ソフトボール投げ Winner みずまと

## 肩まわり のエクササイズ

1. 両手を肩幅より少し広げて壁に手をつく  
(立つ位置は、ひじを伸ばした時に壁に手の  
先がつくくらい)
2. ひじを、顔が壁につくくらいまで曲げた  
らゆっくり伸ばしていく

1



5～10回



2



うぬー

背中から腰にかけて  
一直線になるのが  
理想ちゃる～

体が固く  
なってきた人  
におすすめ

長座体前屈 Winner アツシーと

## お尻と太もも のエクササイズ

1



2



2回



1. 椅子に浅く腰かけ、両足を前  
に出し、かかとを床に付け、  
つま先を上げる。背筋は伸ば  
し両手を太ももの上に置く
2. 両手を前に滑らせながら上半  
身をゆっくり前に倒し、息を  
吐きながら 10 秒キープした  
ら、力を抜きひと呼吸置く

なかつぱより  
高く跳びたい  
人におすすめ

垂直跳び Winner なかつぱと

## 下半身全体 のエクササイズ

1. 椅子に浅く腰かけ、足は肩幅に開き、つま先  
を正面に向ける。腕を胸の前で交差させて、  
背筋を伸ばす
2. 背筋を伸ばしたまま前傾して両足に体重を乗  
せたら 3～4 秒かけて立ち上がり、また 3～  
4 秒かけてお尻が座面に触れるまでしゃがむ

1



しゃがむときは  
息を吸いながら、  
立ち上がるときは  
息を吐きながらするぬん

6回×3セット



2

ゆっくりと



中間市体育文化センター  
中間市蓮花寺三丁目1番5号  
☎ 093-246-2800



芦屋町総合体育館  
芦屋町大字山鹿 228 番地 1  
☎ 093-222-0181



水巻町民体育館  
水巻町おかの台 33 番 1 号  
☎ 093-201-4000

令和6年度

# 施政方針

3月の芦屋町議会定例会で、町政運営を担う波多野町長が施政方針を示しました。

施政方針とは、町長が芦屋町のまちづくりの方向性に関して、実施しようとすることや考え方を述べるものです。

「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を将来像に掲げた「第6次芦屋町総合振興計画」の構成に沿って、「令和6年度の主要な施策」の内容を紹介します。



## 令和6年度の主要な施策

### 住民とともに進める まちづくり

#### ■人財育成・発掘

意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保するため、関係団体や関係機関などとの連携・相談や、学習機会の提供などに努めます。また、人材育成事業補助金を活用しやすく、活動を行うきつかけになるよう拡充します。

#### ■地域コミュニティ

自治区活性化事業交付金による自治区活動への財政的支援や「自治区担当職員制度」による人的支援を継続します。また、協働のまちづくりを推進するため、広報あしや、ホームページ、SNSなどさまざまな情報媒体を活用し、欲しい人に欲しい内容が届く情報発信に努めます。

### 安全で安心して 暮らせるまち

#### ■安全・安心

近年多発する自然災害の教訓などを踏まえ、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害発生時などには、戸別受信機により迅速かつ正確な情報を伝達します。また、空家などの適正管理や除却を進めるため、「老朽危険家屋等解体補助金」と「中古住宅解体後の新築住宅建築補助金」を令和9年度まで延長します。

### 子どもがのびのびと 育つまち

#### ■子ども・子育て

こどもを産み、育てることを支援するため、所得の制限なく18歳までの入院・通院費の無料化や給食費半額補助を継続するとともに、「出産祝金」や「小中学校・高校生

等通学費補助金」、「新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金」を令和9年度まで延長します。また、保育所・幼稚園の施設整備を補助します。

#### ■学校教育

放課後特別授業「イブニングスタディ」を継続するとともに、小中学校の児童・生徒のICT教育を推進するため、引き続き各小中学校にICT支援員を配置します。また、英語教育強化のため、オンラインによる「体験型英語学習」や「英語検定料補助金」を継続します。また、小学校5年生と中学校2年生の希望者を対象とした「放課後塾」を新たに実施し、補充学習の強化を図ります。施設整備では、芦屋東小学校の建具・防水改修工事を行い、令和7年度の完了を予定しています。また、芦屋東小学校と山鹿小学校の体育館照明のLED化を行い、全ての小中学校の体育館照明のLED化が完了します。

### いきいきと暮らせる 笑顔のまち

#### ■地域福祉

民生委員・児童委員や各自治区の区長、社会福祉協議会をはじめとした関係機関・団体とともに、住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

#### ■高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護の連携や介護保険サービスの充実などに取り組み地域包括ケアシステムの深化、保健事業と介護予防の一体的な実施などに取り組みます。

#### ■障がい者福祉

自立した日常生活を支援するサービスの提供、共生社会の実現のための啓発や合理的配慮を推進します。

#### ■健康づくり

特定健診やがん検診の受診率向

上に努めるとともに、保健指導などにより健康づくりに対する意識を高める取り組みを行います。また、健康づくりを支援する「ふくおか健康ポイントアプリ」の利用者増に向け取り組みます。

## 活力ある産業を育むまち

### ■農業

農業水利施設の保全のため、農業用水門の整備工事を行います。

### ■水産業

優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理に対する支援を行います。また、芦屋・柏原支所共同出荷用保冷車の更新に対して補助します。

### ■商工業

物価の高騰など社会情勢の変化を踏まえ、商工会が発行する「にこにこ商品券」のプレミアム率の拡充に対し支援を行い、町内の既

存店舗の利用促進や消費喚起を図ります。また、「芦屋町ブランド認定制度」や「特産品開発支援事業補助金」により、芦屋産品の消費拡大を図ります。あわせて、商工振興や空き店舗対策のため、「創業促進支援事業補助金」と「空き店舗等活用事業補助金」を令和9年度まで延長します。

### ■観光

魚見公園整備工事やレジャープールアクアシアン改修工事、国民宿舎マリントラスあしや屋上防水工事などを行います。芦屋港の活性化は、芦屋港周辺を一体的に管理するための検討を進めます。

## 環境にやさしく、快適なまち

### ■町営住宅

緑ヶ丘団地8棟の外部改修工事を行います。また、「町営住宅等長寿命化計画」に基づき、管理戸数の縮

減に取り組みます。

### ■公共交通

「地域公共交通計画」に基づき、バス路線や便数の維持確保に努めるとともに、老朽化したタウンバスの車両を更新します。また、芦屋タウンバスと北九州市営バスの町内100円運賃の試行運行を令和6年度まで延長します。

## 心豊かな人が育つまち

### ■生涯学習

生涯学習講座「あしや塾」への参加促進を図るとともに、中央公民館を中核施設として、各種社会教育事業を進めます。施設整備では、テニスコート改修工事に着手し、令和7年度の完了を予定しています。

### ■歴史・文化

11月に芦屋釜の里をリニューアルし、国指定重要文化

財「芦屋霰地真形釜」の常設展示を予定しています。また、新たな鑄物師の採用・養成に取り組むとともに、独立した鑄物師への支援による芦屋釜の復興推進や芦屋鑄物の産業化をめざします。施設整備では、歴史民俗資料館のLED化工事を行います。

## 計画の実現に向けて

### ■ポर्टレース事業

売り上げの好調を維持し、引き続き一般会計への繰出金を計上します。また、屋内遊具施設MOOOVI 芦屋やあしや夢リアホールを核とした本場30キロメートル圏内の来場促進に取り組みます。

### ■広域連携

下水道事業の広域化に向けた検討や連携中枢都市圏18市町による特産品のプロモーション事業などに取り組みます。



戸別受信機



芦屋東小学校



2024年芦屋町ブランド金賞  
芦屋イワシみりん干し



芦屋タウンバス



国指定重要文化財  
「芦屋霰地真形釜」



Moovii 芦屋

## まちのわだい

あなたの周りで起きた出来事  
や楽しい話題、イベントなどの  
身近な情報をお待ちしています。

▷ 問い合わせ 広報情報係  
(☎ 223・3569)



## フランスのトップソムリエたちが釜の里を訪問

1月27日 フランス KURAMASTER (日本のお酒品評会) 茶事体験

経済産業省九州経済産業局の事業により九州の酒造蔵元を視察している「フランス KURAMASTER」の12人が、芦屋釜の里で茶事を体験しました。芦屋町在住で焼酎プロデューサーの黒瀬暢子さん発案のもと行われた茶事体験では、懐石（料理）の後、抹茶が提供され、皆さんは大変楽しんでいました。ロメン・ギャレゴさん（バーテンダー、会社経営者）は、「言葉で表しきれない貴重な体験ができた」と話していました。

## 芦屋にも届いた！夢をつかむグローブ！

2月2日 芦屋小学校 6日 山鹿小学校、芦屋東小学校  
大谷翔平選手グローブお披露目式

3小学校にメジャーリーガー大谷翔平選手が寄贈したグローブが届きました。各小学校ではお披露目式が行われ、大谷翔平選手の紹介が終わった後に、代表の児童たちが実際にグローブを使ってキャッチボールをしました。キャッチボールをした児童は「とても質感のいいグローブだったのでこれからも野球を頑張りたいと思った」「あらためて野球が楽しいと感じた」「野球はあまり知らないが大谷翔平選手のグローブを使うことができとてもうれしい」と話していました。



## 寒空の下、思いをつなぎ、熱く走り抜く

2月4日 遠賀郡駅伝競走大会

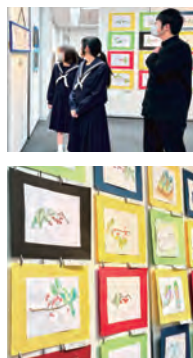
芦屋海浜公園で遠賀郡駅伝競走大会が開かれました。曇天でとても寒い日でしたが、大きな声援のもと、小中学生から大人まで熱く駆け抜けました。区間賞は、小学生の部はすべて芦屋ジョギングクラブ、中学生女子の部は芦屋中学校が2つ、一般の部は航空自衛隊芦屋基地が1つ受賞しました。



## 笑顔あふれる 1 日になりました

2月11日 花美坂区餅つき大会

花美坂区の公民館で4年ぶりに餅つき大会が行われました。当日は、子どもから大人まで50人近く集まり、つきたての餅のほか、ピザや焼き鳥も提供され、皆さん喜んで食べていました。区長は「区長になって初めての餅つき。これからも地域の人との交流を大切にしていきたい」と話していました。



## 今年も芸術家のたまごの作品がたくさん

2月10日～25日 ギャラリーあしや特別展

ギャラリーあしやで「芸術家のたまご展」が行われ、町内・近隣小学校児童の作品や、芦屋中学校生徒と北筑豊地区中学校文化連盟美術展の作品が展示されました。見学に来ていた芦屋中学校美術部の大家歌恋さんは「他校の美術部が細かいところまできれいに色を塗っていて、とても上手だと思った。今後、芦屋町を表現する大きな絵をみんなで描いて町に飾りたい」と話していました。

## 夢や感謝の気持ちを込めて

2月16日 十歳のつどい

3小学校で十歳のつどいが行われました。芦屋小学校では、家族などが見守る中、意見発表や合唱が行われました。意見発表では、「保育士になって小さい子に好かれる先生になりたい」「ロボットを作って便利な世の中にしたい」「動物の絵を描く画家になるために絵をたくさん描いてうまくなりたい」「ボクシングの練習を頑張って観客を楽しませられるボクシング選手になりたい」「お母さんのようにおいしいごはんを作れるようになりたい」などたくさんの夢やこれから頑張りたいことを一生懸命発表していました。



## いつまでもお元気で！

100歳おめでとうございます

芦屋生まれ、芦屋育ちの縄田幸次さん（大字山鹿）が満100歳を迎えられました。88歳まで恵比須丸の船長として底引き網やフグ漁などさまざまな漁を行ってきたそうです。第二次世界大戦後まもなく、柏原沖で墜落した米軍の戦闘機から約30人のアメリカ兵を漁船で救助して表彰されたことは忘れられないといいます。現在は、まもなく98歳の妻キヌ子さんと2人で自宅で元気に生活していますが、自転車に乗ることは昨年やめたそう。毎日3食食事を取り、風呂で体をメンテナンスし、新聞を読んで世界情勢を考えているそうです。

## 夢の甲子園へ芦中出身者が出場！

2月22日 第96回選抜高等学校野球大会出場選手表敬訪問

昨年の第153回九州地区高等学校野球大会で東海大学付属福岡高校のエースとしてベスト4になった佐藤翔斗さん（芦屋中学校出身）が、3月からの第96回選抜高等学校野球大会に出場しています。佐藤さんは「強い相手に勝っていききたい。頑張ります」と力強く意気込みを話していました。





絵を描くことの楽しさを芦屋町から  
発信したい！2024バーミリアン展

私たちは「芦屋  
スケッチさんぽ同  
好会」と「アトリ  
エK同好会」の  
合同のグループで  
す。「ギャラリー  
あしや」で展覧会  
を開催して8年目  
になります。



遠く広がる芦屋の海を眺めたり、歴  
史を残す漁師町のスケッチを楽しんだ  
り、教室で花やモデルさんを描いたり  
して、その瞬間の解放感を楽しんでい  
るグループです。

「バーミリアン」とは朱色の一つで日  
本の伝統色のオレンジ色・橙色です。元

気になれる色、暖かい色を展覧会の名  
称にしました。どうぞお越しください。

▽とき 4月17日(金)25日(金)・午前9時  
～午後5時(25日(金)は午後4時まで)

※月曜日は休館です。

▽ところ ギャラリーあしや

▽内容 風景画42点、人物・静物画18点、  
合計60点(出品者30人)

▽主催 芦屋スケッチさんぽ同好会・  
アトリエK同好会

▽問い合わせ 田代桂子(☎090-  
4586-6687)

遠賀・中間地域広域行政事務組合  
入札参加資格審査申請書の受け付け

遠賀・中間地域広域行政事務組合  
では、地域経済を活性化させるため、  
中間市または遠賀郡に、本店や支店  
または営業所がある事業者を対象に、  
入札参加資格審査申請の追加受け付  
けを行います。

▽受付期間 4月1日(月)～26日(金)

※原則として郵送で受け付けます。持  
参する場合は、事前に電話連絡をし  
てください。

▽要領・様式 遠賀・中間地域広域行政  
事務組合のホームページに掲載します。

▽参加資格の有効期間 6月1日～令  
和7年5月31日

▽提出方法 ①郵送の場合〒811  
・4303 福岡県遠賀郡遠賀町大字

今古賀603番地の1 遠賀・中間地  
域広域行政事務組合総務課財政係へ  
(受付期間内必着) ②持参の場合

午前9時～午後5時15分(正午～午  
後1時を除く)に遠賀・中間地域広  
域行政事務組合庁舎1階へ

▽問い合わせ 遠賀・中間地域広域行  
政事務組合総務課財政係(☎293

・3581)

### 自衛官採用試験

▽種目 ①予備自衛官補(一般・技能)、  
②自衛官候補生、③一般曹候補生

▽受付期限

①4月11日(金)、②③5月7日(火)

▽試験日・応募資格 自衛隊福岡地方  
協力本部のホームページでお知らせ  
します。詳しくは問い合わせしてくだ  
さい。

▽問い合わせ 自衛隊福岡地方協力本  
部芦屋地域事務所担当 松尾(☎22  
3・0981内線348)

### 芦屋町社会福祉協議会 ホームヘルパー募集

▽募集人数 ①常勤ヘルパー1人

②非常勤ヘルパー若干名

▽勤務地 芦屋町社会福祉協議会

▽勤務内容 利用者宅での入浴、食事  
介助、おむつ交換、買い物、掃除、

調理、通院介助など

▽勤務時間 ①午前8時30分～午後5  
時30分(週休2日、祝日休み)

②午前8時30分～午後6時の間で要  
相談

▽賃金 本会規定による

▽採用条件 初任者研修修了者(旧へ  
ルパー2級)

※資格がない人で、本会事業所で就職  
を希望する人は、資格取得のための  
講習費を補助します。

▽申し込み 芦屋町社協ヘルパーステ  
ーション(☎701・5330)へ

### 遠賀川環境保全活動団体 支援助成事業

遠賀川流域(支流を含  
む)で、河川の水質の改  
善などを目的とした環境  
保全活動を行う住民団体  
などに対して、活動費を助成します。

▽対象団体 支流を含む遠賀川流域で  
活動を行っている、または今後行お  
うとする会員数5人以上の団体

▽対象活動 除草・清掃活動、水質・  
生物調査、普及啓発活動など

▽対象活動期間 6月～令和7年1月

▽助成内容 1団体あたり上限10万円

▽申込期間 4月1日(月)～19日(金)  
▽問い合わせ 北九州市上下水道局水  
質試験所(☎641・5948)





芦屋町図書館  
(☎223-3677)  
開館時間  
午前10時～午後6時



芦屋町図書館  
ホームページ  
※資料検索や  
予約などが  
できます。

## おいでよ！春の図書館まつり

4月23日(土)は「子ども読書の日」。その日から5月12日(日)まで「こどもの読書週間」です。これに合わせて春の図書館まつりを行います。町内の小中学生が心に響いたおすすめの本を紹介しています。

▷とき 4月20日(土)～5月12日(日)

▷主な催し

●小中学生が描いたおすすめの本の掲示

●雑誌・古新聞の無料配布(主に令和4年4月～5年3月分)

※新聞は希望の月日を事前に申し込んでください。

■休館日 1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、  
25日(木)、30日(火)

## 定例おはなし会

とき 出演・催し  
3日(土) 赤ちゃんおはなし会たち  
13日(土) お話しポケット  
14日(日) にじの会  
28日(土) にじの会  
※時間はいずれも午前11時から  
▷ところ おはなしのへや



## 子ども読書の日特別おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居など楽しいおはなしがいっぱいです。

▷とき 4月21日(日)・午前10時45分～11時45分

▷ところ 中央公民館2階

▷定員 50人(事前申し込み先着順)

▷申し込み 4月2日(日)から、図書館カウンターまたは電話で受け付け

※定員に満たない場合は当日参加ができます。

▷出演者 図書館ボランティアの皆さん(にじの会、めるへん、おはなしトントン、お話しポケットほか)

## 新着図書

### 注目の一冊



君を守ろうとする猫の話  
夏川 草介 著

幸崎ナナミは十三歳の中学二年生。喘息の持病があるため、あちこち遊びに出かけるわけにもいかず、学校が終わるとひとりで図書館に足を運んでいる。その図書館で最近本がなくなっていると聞き、館内の探索を始めたナナミは、青白く輝いている書棚の前で、翡翠色の目をした猫と出会う。

### 【一般書】

夜露がたり  
守護者の傷  
フェスタ  
ちょうじんおう  
鳥人王

すなはら 浩太朗 著  
砂原 瞬一 著  
どうば せいしゅう 著  
堂場 星周 著  
はせ ぬかが 著  
額賀 澤 著

### 【児童書】

ともだち  
さんごいろの雲  
ナナのおけいこ  
せがのびる  
花見じゃ そうべえ

やづき 美智子 作  
榎月 なおこ 作  
やえがし ひろし 作  
いとう ひろし 作  
やぎゅう げんいちろう 作  
たじま ゆきひこ 作

## 俳句・短歌

### ●浜木綿俳句会

白湯の熱き一口春浅し

野口加津美

春鴨を遠ざかる橋と園児たち

池田千恵子

窓ひとつ寒満月の孤独かな

吉住 利枝

大いなる切株坐る焼野原

池田 幸利

### ●芦屋俳句クラブ

早春の改札口に友を待つ

田尾三千枝

学び舎は今更地に牡丹の芽

縄田 恵子

幾つかの傷と一緒に卒業す

仲山クニ子

通学の渡船七分島の春

桐山 美枝

### ●水荳短歌会

嫗より買って買いまし藁靴の

麻生 清子

鈴の音哀し輪島朝市

足腰の痛むわれにと娘のくれし

座椅子の付いた押し車嬉し

靴ひもの結びほどこをくり返す

宮崎佐代子

シューヒッターのやさしき言葉

村上 一恵

春寒く空地に残る灯籠に

添いて枝垂れの紅梅の咲く

田中勢津子

# あなたを守る予防接種

## 1 高齢者肺炎球菌予防接種

## 2 風しんの追加的対策



▶問い合わせ 健康づくり係 (☎223 - 3533)

芦屋町では、予防接種法などにに基づき、さまざまな予防接種事業を行っています。  
今回は、**1** 高齢者肺炎球菌予防接種、**2** 風しんの追加的対策の話をします。



## 1 高齢者肺炎球菌予防接種



令和5年度までは、経過措置として、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を対象としていましたが、令和6年度は、経過措置が終了するため、対象者は65歳のみとなります。

▶対象 65歳の人(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで)

※60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重度の障がいがあり、医師が接種を必要と認めた人も対象です。

※今までに肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)の接種を受けたことがある人は対象外です。

▶実施期間 4月1日(日)～令和7年3月31日(日)

▶接種料金 未定(決まり次第、対象者へ通知を送付する予定です)

※生活保護受給者と町民税非課税世帯(家族全員が非課税)の人は無料です。

●無料で予防接種を受ける人は接種前に次の書類を医療機関に提示してください。

①生活保護証明書類(診療依頼書)

②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

③介護保険負担限度額認定証

④介護保険特定負担限度額認定証

⑤介護保険料額決定通知書(所得段階1・2・3)

⑥「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証

※無料対象者で、上記の書類がない人は、予防接種前に健康づくり係で手続きが必要です。手続きをする人と接種を受ける人の両方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)を必ず持ってきてください。

※無料対象者と世帯が異なる(住所が同じであっても世帯分離をしている場合を含む)人が代理で手続きをする場合は、委任状が必要です。

●接種できる町内の医療機関(事前に予約してください)

芦屋中央病院 (☎222 - 2931)

おのむら医院 (☎222 - 1234)

柿木医院 (☎223 - 0027)

須子医院 (☎223 - 0126)

聖和会クリニック (☎223 - 1112)

花美坂クリニック (☎223 - 2500)

※高齢者肺炎球菌予防接種を行っている福岡県予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。それ以外の医療機関で接種する場合は、事前に健康づくり係に問い合わせてください。

芦屋町人権・同和教育研究協議会  
▷問い合わせ 社会教育係  
(☎223・3546)



## ハンセン病と人権問題

現代では、感染することも発病することもほとんどないハンセン病ですが、治る病気であるにも関わらず、その患者は強制的に隔離されてきた歴史があります。全国で「無らい県運動」が行われ、患者を見つけ出して療養所へ送り込み、保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒するという光景は、人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けました。

多くの患者は、突然、自宅から無理やり連れ出され、家族からも引き離されて療養所に入所させられました。療養所では退所も外出も許されず、療養所での作業を強いられたり、結婚の条件に子どもを産めないようにする手術を受けさせられたりするなどの人権侵害がありました。

また、ハンセン病への偏見や差別の目は、患者本人だけでなく、その家族たちにも向けられてきました。学校や職場で厳しい差別を受け、居場所をなくし、中には婚約を破棄される人もいました。そのため、家族は、身内にハンセン病の入所者がいることを隠し、世間の目におびえながら生きていかななくてはなりませんでした。

隔離するための法律は廃止されましたが、この病気に対する偏見や差別はなくなっておらず、今も元患者やその家族は苦しんでいます。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者やその家族が置かれている現実を理解することが必要です。また、今の社会の中には、この病気だけではなく、人種、年齢、障がい、性別、出身地などによる偏見や差別があります。そうした人権をめぐるさまざまな問題を解決していくためには、一人一人が人権尊重の精神を持つことが大切です。人権が尊重される社会の実現に向けて、わたしたちに何ができるのか、ぜひ考えてみてください。

## 2

## 風しんの追加的対策

現在、乳幼児に対して、麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種を定期予防接種として行っています。しかし、昭和37年4月2日から54年4月1日までに生まれた男性が乳幼児のころは、風しんの定期予防接種の機会がなく、風しんの抗体保有率もほかの年代に比べて低いという結果が出ています。より多くの人に免疫をつけてもらうために、抗体検査と予防接種を無料で行っています。予防接種を自費で受ける場合は、約1万円かかりますので、無料の機会を逃さないように接種を済ませましょう。

※芦屋町では、まだ抗体検査をしていない人へ4月末にクーポン券を送付する予定です。

### ●そもそも風しんとは

風しんにかかると、発疹や発熱、首や耳の後ろのリンパ節の腫れなどの症状が出て、年長児や成人では、関節炎の頻度が高くなります。また、血小板減少性紫斑病や脳炎などの合併症になる場合があります。妊婦が妊娠初期に感染すると、子どもが先天性風しん症候群（白内障・心疾患・難聴など）をもって生まれてくる可能性が高くなります。

風しんから自分と周りの人を守るために、風しんに対する免疫を付けましょう。

### ●手続きの手順

① 医療機関に予約し、抗体検査（無料）を受ける。

② 抗体価が低い人が予防接種（無料）を受ける。

▶対象 昭和37年4月2日～54年4月1日  
生まれの男性

▶クーポン券使用有効期限

令和7年3月末まで

▶料金 抗体検査、予防接種  
ともに無料



風しんの追加的対策  
町ホームページ

※特定健診や職場の健診でも抗体検査を受けることができます。

※予防接種の際には、抗体検査の結果を提出する必要があります。

※抗体検査と予防接種の際は、町から送付されたクーポン券が必要です。必ず持ってきてください。

※クーポン券を紛失した場合は、再発行しますので健康づくり係（☎223・3533）に問い合わせてください。

# 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

▷問い合わせ 保険年金係 (☎ 2 2 3 - 3 5 3 2) または、  
後期高齢者医療お問い合わせセンター (☎ < 0 9 2 > 6 5 1 - 3 1 1 1)

## ◆令和6年度の保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等<sup>(※1)</sup>に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

|                                                 |   |              |   |                                                                                              |
|-------------------------------------------------|---|--------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険料額<br>(年額) <sup>(※2)(※4)</sup><br>(10円未満切り捨て) | = | 均等割額<br>6万4円 | + | 所得割額<br>[総所得金額等 <sup>(※1)</sup> - 基礎控除額 <sup>(※3)</sup> ]<br>× 11.83% (所得割率) <sup>(※4)</sup> |
|-------------------------------------------------|---|--------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------|

※注1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

※注2 保険料の賦課限度額は80万円です。

※注3 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円ですが、2400万円を超える場合は異なります。

※注4 令和6、7年度の保険料率改定の影響をふまえ、低所得者層などの負担増に配慮し、次の激変緩和措置が講じられます。制度改正の詳しい内容は、当初保険料額決定通知書に同封するリーフレットを見てください。

●賦課限度額＝昭和24年3月31日以前に生まれた人、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者となった人は、73万円です。

●所得割率＝令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人の所得割率は11.02%です。

## ◆令和6年度の保険料軽減措置

○世帯の所得状況に応じて、均等割額が軽減されます。

| 均等割額<br>軽減割合 | 軽減後の均等割額<br>(年額) | 対象者の所得要件<br>(同一世帯 <sup>(※5)</sup> 内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額 <sup>(※6)</sup> の合計額) |
|--------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 7割軽減         | 1万8001円          | 43万円(基礎控除額)<br>+ 10万円 × (給与所得者等の数－1) <sup>(※7)</sup> 以下                     |
| 5割軽減         | 3万2円             | 43万円(基礎控除額) + 29万5000円 × 被保険者数<br>+ 10万円 × (給与所得者等の数－1) <sup>(※7)</sup> 以下  |
| 2割軽減         | 4万8003円          | 43万円(基礎控除額) + 54万5000円 × 被保険者数<br>+ 10万円 × (給与所得者等の数－1) <sup>(※7)</sup> 以下  |

※注5 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の世帯が基準になります。

※注6 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額(15万円)」です。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※注7 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合に適用されます。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者だった人

所得割額はかかりません。また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先されます。

※軽減後の保険料は、年額3万2円です。

## ◆保険料額の通知

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。



令和6年度の申請を受け付けます



# 障がい者福祉タクシー料金補助事業 介護用品給付サービス事業

▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223-3530)

| 項目 | 障がい者福祉タクシー料金補助事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 介護用品（紙おむつ）給付サービス事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象 | <ul style="list-style-type: none"><li>●在宅で生活している人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人</li><li>●前年度の町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合）</li></ul> <b>【対象外】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●施設に入所または病院などに入院している人</li><li>●身体障害者手帳の再認定の期限までに認定を受けていない人</li><li>●精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れている人</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●在宅で生活している65歳未満の人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aを持っており、日常生活上、常時介護を要し、紙おむつなどを必要とする人</li><li>●町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合）</li></ul> <b>【対象外】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●高齢者などの介護用品給付サービスの受給者</li><li>●生活保護またはほかの制度による同様のサービス受給者</li><li>●施設に入所または病院などに入院している人</li><li>●介護保険または障害福祉サービスで宿泊の短期入所サービスを、月15日以上利用するとき</li></ul> |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>●芦屋町福祉タクシー利用券を交付します。利用券の交付は、年間に基本料金24回分（ただし、じん臓機能障がい者は年間に基本料金72回分）</li><li>●本人申請の場合、申請日に対象要件の確認がとれた人は、当日交付</li><li>●代理申請の場合、<u>本人による申請内容の確認と捺印が必要（当日交付ができない場合があります）</u></li></ul>                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"><li>●給付限度額まで、紙おむつを自己負担1割で配布します（限度額を超えた場合、超過分は全額自己負担となります）</li><li>●町民税非課税世帯の人の給付限度額＝月額6000円</li><li>●町民税課税世帯で、対象者が町民税非課税の場合（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合）の給付限度額＝月額3000円</li><li>●給付は、決定した日の翌月分から</li></ul>                                                                                                                                    |
| 受付 | 4月1日☎から                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 随時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 申請 | <ul style="list-style-type: none"><li>●障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証が必要です。本人が自署する場合は、印かんはいりません。</li><li>●転入者で、令和5年1月1日に芦屋町に住民票がなかった人は、前住所地発行の非課税証明書が必要です。</li><li>●申請時、令和5年度（4年分収入）の税の確認をします。申告をしていない人は、申告をしてください。</li><li>●申請書は、3月21日☎から福祉課窓口で配布しています。また、町のホームページからダウンロードできます。</li></ul> <p>※<u>タクシーチケットの交付は4月1日☎からです。</u></p>        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

# くらしの情報

## 問い合わせ（市外局番093）

|          |                |        |            |
|----------|----------------|--------|------------|
| 役場・教育委員会 | ☎ 223-0881 (代) | 山鹿公民館  | ☎ 223-1892 |
| 町民会館     | ☎ 223-0731     | 芦屋東公民館 | ☎ 222-1981 |
| 芦屋中央病院   | ☎ 222-2931     | 総合体育館  | ☎ 222-0181 |
| 中央公民館    | ☎ 222-1681     | 芦屋釜の里  | ☎ 223-5881 |
| 図書館      | ☎ 223-3677     | 芦屋歴史の里 | ☎ 222-2555 |

## ハロー！Baby教室

## 子育て・相談

赤ちゃんを迎えるための教室です。子育てのことを楽しく勉強しませんか。

▽とき 4月14日（日）・午前9時15分（9時から受け付け）～午後0時30分ごろ

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方

（実習）、マタニティヨガ、パパの妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 4月10日（日）までに健康づくり係（☎223・3533）へ

## 無料法律相談

▽とき 4月16日（日）・午後1時30分

分～4時30分

▽ところ 役場2階

▽定員 6人（申し込み先着順）

▽受け付け 4月1日（日）から、庶務係（☎223・3572）へ

※相談時間は1人約30分です。

※遅れるときや相談をやめるときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類（写しでも可）を持ってくる必要があります。

※申し込みは、一つの相談内容につき1回まで。また、複数人では申し込みません。

## たんぽぽコーナー



対象は、就学前のこどもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」（☎221・2567）



4月の日曜開館日 7日・21日

### ♡にこにこ絵本

▷とき 4月1日（日）・午前11時～11時30分

### ♡すくすく広場「今日からお友だち」（10組限定）

▷とき 4月2日（日）・午前10時～11時

※3月26日（日）から予約開始

### ♡絵本タイム

▷とき 4月19日（日）・午前11時～11時30分

### ♡育児相談

【離乳食の日】（5組限定）

栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 4月9日（日）・午前10時30分～11時30分

※4月2日（日）から予約開始

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 4月10日（日）・午前10時～正午

▷ところ 中央公民館

▷問い合わせ 健康づくり係（☎223・3533）

※町内に住んでいる人のみ予約できます。

【たんぽぽ相談】保健師・栄養士による相談

4月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

※次回は、5月7日（日）です。

## みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 4月17日（日）・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※絵本やおもちゃを用意して待っています。



## 人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

### 【定例相談】

◎4月4日(木) 橋本

求相談員

◎4月18日(木) 土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 山鹿公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎橋本相談員 (幸町8番18号 ☎2

23・3203)

◎土肥相談員 (浜口町4番12号 ☎222・0044)

## 募集

### 男女共同参画審議会の委員募集

芦屋町では、男女共同参画推進のために必要な事項を審議するため、「芦屋町男女共同参画審議会」を設置しています。

今回、男女共同参画施策に幅広く町民の意見を反映させ、「芦屋町男女共同参画推進プラン」を円滑に推進するため、町民の皆さんから委員を募集します。



▽募集人数 1人程度

▽任期 5月1日から4年間

▽応募期限 4月10日(木)・午後5時15分(必着)

▽応募資格 3月1日現在で、次の要件を満たす人

●町内に住んでいる18歳以上の人

●芦屋町議会議員、芦屋町職員でない人

▽応募方法 申込書に必要事項を記入して持参・郵送(〒807

・0198 芦屋町教育委員会生涯学習課社会教育係)、ファクス(223・3885)、

電子メールで提出してください。

※申込書は、生涯学習課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

▽選考方法 提出された申込書に基づいて選考し、結果は個別に文書でお知らせします。

▽問い合わせ 社会教育係(☎223・3546)

いいきき昼食会(講話)参加団体募集

自治区公民館などで、令和6年度のいいきき昼食会を行う団体を募集します。

6年度は、高齢期難聴と栄養バランスのとれた食事のことを学ぶ

講話です。言語聴覚士と栄養士から最新の情報を届けます。難聴と認知症の関係や栄養のことを学び、健康寿命を延ばしましょう。また、当日は試食品の提供があります。

※試食品(芦屋町食生活改善推進会が調理したもの)は弁当として提供します。

▽とき ①6月下旬の平日 ②10月～3月の平日で、団体が希望する日の午前10時(9時30分から受け付け)～11時10分

※詳しい日程は、申し込み受け付け後に調整します。

▽ところ 自治区公民館など

▽対象 65歳以上の人がいる団体(地域交流サロンや老人クラブなど、10人以上の団体)

▽定員 ①1団体、②5団体

※先着順(応募多数の場合は、近年参加していない団体を優先します)

▽参加費 1人350円(当日持参)

▽申し込み ①4月17日(木)、②7月26日(金)までに高齢者支援係(☎223・3536)へ

お知らせ

一般(指名)競争入札等参加資格審査申請を受け付けます

令和6年度、7年度に町が発注する、建設工事、下水道管更生工事、

測量・建設コンサルタント等の一般(指名)競争入札等参加資格審査申請を受け付けます。

▽とき 3月25日(木)～4月26日(金)

▽申請方法 原則として、競争参加資格申請受付システムによるインターネット申請

※システムによる申請の環境が整っていない事業者に限り、書面も可

▽資格の有効期限 8月1日～令和8年7月31日の2年間

▽問い合わせ 契約管財係(☎223・3576)

人材育成補助金を拡大します

人材育成補助金を、より活用しやすく、活動を行うきっかけとなるよう、4月から拡大します。この補助を活用して、皆さんの思いを実現しませんか。

▽対象 町内に住んでいるまたは勤務している18歳以上の人や団体

▽対象事業 地域の活性化や課題解決を目的に、自主的・主体的に行われる公益的な事業

▽補助額 事業費の9割以内で、限度額は30万円

▽問い合わせ 企画係(☎2223・3570)

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金

人材育成補助金



## お知らせ

### 芦屋町若年者専修学校等 技能習得資金貸与事業

若年者で職業に必要な技術や知識を習得する意欲があり、経済的な理由により専修学校などへの就学が困難な人に対し、技能習得資金の貸与（無利子）を行っています。

▽対象者 ①②③④の全てに当てはまる人

① 町内に住んでいる人

② 令和5年度に中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を卒業した人（中等教育学校の前期課程を修了した人を含む）または、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）を退学した人

③ ほかの奨学金を受けていない人

④ 過去に技能習得資金を受けていない人

▽貸与要件 ①②③④のいずれかに当てはまる人

① 生活保護を受けている世帯

② 市町村民税が非課税の世帯

③ 市町村民税が減免されている世帯

④ 世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯

▽連帯保証人 1人

※芦屋町に居住し、生計独立している成年者

※申請者が未成年の場合は、親権者または後見人

▽貸与の金額

① 修学資金（月額） 専門課程Ⅱ 5万3000円、その他の課程Ⅱ 3万円

② 入学支度金Ⅱ 10万円

▽返還 貸与利息は無利子で、貸付期間は在学期間、卒業6カ月後から在学期間の3倍の期間内に月賦、半年賦、年賦などにより返還

▽申込期限 4月25日（金）

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎223・3530）

※対象校、学科は事前に問い合わせてください。

### 第3次芦屋町教育大綱を策定しました

教育、学術や文化の振興に関する総合的な施策の基本となる方針を定めた、第3次芦屋町教育大綱を策定しました。実施期間は令和6年度から10年度までの5年間で、「学校教育」「社会教育」「歴史・文化」の3つの柱で構成しています。大綱はホームページに掲載しています。



教育大綱  
町ホームページ

▽問い合わせ 企画係（☎223・3570）

## 芦屋町職員募集

| 職種   | 採用予定人数 | 受験資格                                                                                                                                |
|------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築技師 | 2人程度   | 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、いずれかの要件を満たす人<br>・ 高等学校、専修学校、大学などで建築の専門課程を履修した人<br>・ 建築に関する業務の職務経験が3年以上ある人                                        |
| 土木技師 | 2人程度   | 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、いずれかの要件を満たす人<br>・ 高等学校、専修学校、大学などで土木や電気、機械に関する専門課程を履修した人<br>・ 土木施工管理技士（1級または2級）の資格がある人<br>・ 土木に関する業務の職務経験が3年以上ある人 |
| 1次試験 | 試験日    | 5月13日（金）～6月9日（金）のうち、受験者が選択する日時                                                                                                      |
|      | 試験会場   | 受験者が選択するSPIテストセンター会場（福岡常設会場など全国の指定会場）                                                                                               |
|      | 試験科目   | SPI3（総合適性検査）<br>※総合適性検査＝能力検査、性格検査                                                                                                   |



▷申し込み 4月1日（金）～30日（金）に、人事係（☎223・3574）へ

※詳しくは試験案内を見てください。

※試験案内と申込用紙は総務課窓口にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。

## 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金を給付しています

物価高騰による家計への負担増を踏まえ、令和5年度の住民税均等割（以下、均等割）のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付しています。

町が対象者として把握している世帯には、2月末に給付金の確認書を発送しており、確認書を町に返送した世帯に対して、順次、給付を行っています。

確認書の返送が済んでない人は、5月31日までに返送してください。

なお、均等割のみ課税世帯であっても、次の場合は確認書が送付されていない場合があります、申請が必要です。

- ・世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した人がいる
- ・世帯の中に確定申告または令和5年度住民税申告をしていない人がいる

### ●均等割のみ課税世帯とは

「均等割のみ課税世帯」とは、次のいずれかに当てはまる世帯です。

①世帯全員が均等割のみ課税者の世帯

②均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

※均等割非課税者のみの世帯は対象となりません。

※令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象となりません。

▷期限 5月31日迄

▷問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎223-3530）



### ■住民税所得割と均等割

住民税には、所得に応じた負担を求める「所得割」と、所得に関わらず定額の負担を求める「均等割」の2つがあります。

## 低所得の子育て世帯に対するこども加算給付金を給付しています

物価高騰による家計への負担増を踏まえ、基準日（令和5年12月1日）で、令和5年度住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯の支給対象者と同一世帯となっている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）に対し、1人あたり5万円を給付しています。

令和5年度住民税非課税世帯（1世帯あたり7万円を給付済みの世帯）には、2月末に支給決定通知を発送しており、支給決定通知に記載してある口座に給付を行っています（振込日＝3月14日）。支給決定通知が届いている世帯で、振り込みが確認できない場合は、連絡してください。

令和5年度住民税均等割のみ課税者の世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成する世帯には、2月末に給付金の確認書を発送しており、確認書を町に返送した世帯に対して、順次、給付を行っています（住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金とこども加算給付金を合算して給付します）。

確認書を返送していない人は、5月31日までに返送してください。

なお、対象世帯のうち、次の場合は別途申請が必要です（申請期限＝5月31日迄）。

- ・令和5年12月2日から6年5月31日までに生まれた新生児がいる場合
- ・別世帯に扶養している児童がいる場合

※住民票を移さずに施設に入所しているこどもなど、令和5年12月1日時点で扶養していない（生計を同一にしていない）こどもは給付の対象外です。

▷問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎223-3530）



# お知らせ

## 役場の組織体制が変わります

4月からの組織体制の見直しに伴う、新体制の連絡先と業務内容をお知らせします。

### ①企画政策課の体制見直しと主な業務

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 企画政策課 | 3月まで                       |
|       | 企画係                        |
|       | 地方創生推進係<br>広報情報係           |
| 企画政策課 | 4月から                       |
|       | 企画係 (☎223・3570)            |
|       | シティプロモーション係<br>(☎223・3571) |
|       | デジタル推進係<br>(☎223・3575)     |

### 【企画係】

総合振興計画、行政改革、都市計画、指定統計、用途地域、地方創生の推進

### 【シティプロモーション係】

広報あしや、ホームページ、町のプロモーション、ふるさと納税

### 【デジタル推進係】

情報政策、電子計算業務

▽問い合わせ 企画係 (☎223・3570)

### ②「こども家庭センター」の設置

妊産婦やこども、子育て家庭に対する支援を一層充実させるため、こども家庭センターを設置します。

これまでの妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、こども、子育て家庭を対象に、切れ目のない相談支援を行います。

妊娠・出産・子育て期に関するさまざまな悩みを相談してください。相談する内容により、保健師や社会福祉士などの専門職が対応します。

▽開設日 ㊦㊧㊨・午前8時30分～午後5時15分（祝日は除く）

▽ところ 健康・こども課内

▽問い合わせ 母子保健に関すること【健康づくり係】 (☎223・3533)

児童福祉に関すること【子育て支援係】 (☎223・3577)

### 労働力調査にご協力を

総務省と福岡県が行う労働力調

査は、国の雇用や失業の実態を明らかにする重要な統計調査です。

調査員が皆さんの自宅を訪問したときは、調査への回答をお願いします。調査員は必ず福岡県の調査員証を携帯しています。かたり調査に注意してください。

▽調査期間 4月～8月

▽調査地区 緑ヶ丘1番3の一部

▽問い合わせ 福岡県調査統計課 調査第一班 (☎(092)651・1111)

### 高浜町の空家を撤去してください

高浜町3034番地2にある空家は、外壁の崩壊などにより危険な状況です。持ち主または管理者はただちに撤去してください。期限までに撤去しない場合は、町が代行して撤去し、持ち主や管理者がわかり次第、費用を請求します。



▽建物の概要 高浜町3034番地2、木造瓦葺2階建、94・77㎡

▽撤去期限 5月15日㊦

▽問い合わせ 地域振興・交通係 (☎223・3539)

### 春の交通安全県民運動 4月6日㊦～15日㊦

一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止を徹底するために、県下一斉に交通安全運動を行います。一人一人が交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

### 【重点項目】

●こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践  
●歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

●自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

●飲酒運転の撲滅

### 【自転車を利用している皆さんへ】

令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故で死亡した人の約6割が頭部に致命傷を負ったことが原因で、ヘルメットを着用することで致死率が約4分の1に下がります。大切な命を守るため、自転車を利用するときは、ヘルメットを着用しましょう。

▽問い合わせ 地域振興・交通係 (☎223・3539)

# みんなのねんきん

## ■令和6年度の国民年金保険料額が決まりました

国民年金保険料額は、賃金や物価の変動をふまえて毎年決定しています。6年度の保険料額は、月額1万6980円に決まりました。

## ■学生の皆さん、学生納付特例制度を知っていますか

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。6年度の制度を利用するには、申請が必要です。

▷対象 大学、短期大学、専修学校などに在学する学生などで、本人の前年所得が基準額以下である人

▷手続きに必要なもの 学生証の写しまたは在学証明書（20歳以降の証明日）の原本

※学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

※5年度に承認を受けている人で、6年度も引き続き在学予定の人には、日本年金機構からはがき形式の申請書が送付されます。在学している学校に変更がない人は、このはがきに必要事項を記入して投かんすることで、6年度の申請ができます（この場合、学生証の写しまたは在学証明書の原本の添付は不要です）。

▷問い合わせ 保険年金係（☎223-3532）

## 夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で日没～午後9時ごろに夜間飛行訓練を行います。

|                   | と き             | 予備日                         |
|-------------------|-----------------|-----------------------------|
| ジェット機             | 4月15日(月)・16日(火) | 17日(水)・18日(木)・22日(月)・23日(火) |
| 救難ヘリコプター<br>救難捜索機 | 毎週月・火曜日         | 水・木・金曜日                     |

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室  
(☎223-0981内線254)

## マイナンバーカードの 休日窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの申請や受け取りができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。

▷とき 4月20日(土)・午前8時30分～正午

※急きょ中止になる場合は、  
ホームページに掲載します。

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの



休日窓口  
町ホームページ

【申請】 申請書（ない場合は役場で交付）、申請書貼付写真（ない場合は、申請時に無料で撮影）、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。不明な場合は問い合わせてください。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

▷問い合わせ 住民係（☎223-3531）

広告

Mountain House

増改築 新築 リフォーム 木造コンテナ 外構

不動産 店舗改装 遺品整理 解体 建築・設計 デザイン 蓄電池 ソーラーカーポート

暮らしのトータルサポーター

やまげん

おかげ様で創業60周年

一級建築士事務所

山元建設株式会社 ☎093-223-1006

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎093-967-0555

結婚相談所 ムスベル

広告



## お知らせ

### ポールウォーキングを始めてみませんか

ポールウォーキングとは、専用ポールを持って歩くことで、正しい姿勢のまま歩幅を広げてバランスよく歩けるようになる運動です。初めての人もポールウォーキングを一から学ぶことができる内容です。運動習慣を身に付けたい人、気軽に体を動かしたい人にもおすすめです。ぜひ体験してみませんか。

▽とき 4月20日(土)・午前9時～11時(雨天決行)

▽ところ 総合体育館サークル室に集合

▽対象 町内に住んでいる、または勤務する18歳以上の人

▽参加費 500円

※ポール持参の場合は参加費無料

▽講師 藤崎恵子<sup>けいこ</sup>さん(一般社団法人日本ポールウォーキング協会認定マスタープロコーチ)

▽定員 10人(事前申し込み先着順)  
▽持ってくるもの 飲み物、汗拭きタオル

※動きやすい服装(ジャージ、スニーカーなど)で参加してください。  
▽申し込み 3月26日(土)～4月9日

日頃の午前8時30分～午後9時に、総合体育館(☎222・0181)へ  
※事前申し込みをしていない人は講座に参加できません。

### ダンボールコンポスト購入補助金などを変更します

4月1日(日)からの補助金額などは次のとおりです。

|       | 新価格            |             |             |       |              |
|-------|----------------|-------------|-------------|-------|--------------|
|       | 発酵促進剤<br>(豊穰元) | 生ごみ処理<br>容器 | ダンボール<br>のみ | 基材のみ  | ダンボール<br>+基材 |
| 購入価格  | 990円           | 8800円       | 352円        | 1430円 | 1782円        |
| 補助金額  | 490円           | 4400円       | 170円        | 710円  | 890円         |
| 自己負担額 | 500円           | 4400円       | 182円        | 720円  | 892円         |

▽問い合わせ 環境・公園係(☎223・3538)

### スポーツ大会出場に伴う経費の一部を助成します

町では町民のスポーツの普及と振興を図るため、各種大会の参加に必要なとなる経費の一部を補助します。

▽対象 町内に住んでいる人

▽対象となる大会 地域予選を経て出場する全国大会、西日本大会、九州大会で教育委員会が認めた大会

▽補助内容 大会出場に必要な交通費と宿泊費の一部

※詳しくは、町ホームページを見てください。



スポーツ大会補助町ホームページ

▽問い合わせ 社会教育係(☎223・3546)

### 町内卓球大会

▽とき 4月21日

回・午前9時～午後5時

▽ところ 総合体育館サブアリーナ

▽対象 町内に住んでいるか勤務している人、町内の卓球クラブに所属している人

▽種目 団体戦(ダブルス戦)

※組み合わせは卓球協会で行います。



※1人でも参加できます。

▽参加費 無料

▽申し込み 4月12日(金)までに、芦屋町体育協会(☎222・0188)へ

### 歴史探訪バスツアー

●地域と考古学・筑豊の古代豪族を巡る旅

弥生・古墳時代の遠賀川流域の独特な古墳文化を体験できる史跡を巡ります。



▽とき 4月20日(土)・午前8時30分～午後5時

▽見学先 竹原古墳、王塚装飾古墳ほか

▽対象 町内外の人

※中学生以下は保護者同伴

▽定員 20人(事前申し込み先着順)

▽参加費 225円(資料代、保険料)

※別途、入館料・昼食代などが必要です。

▽事前研修(参加必須) 4月13日(土)・午後1時30分～2時30分

▽申し込み 4月2日(土)～7日(日)・午前9時～午後5時に芦屋歴史の里(☎222・2555)へ

※応募は電話での受け付けのみです。

## 公民館講座情報

### ●中央公民館講座

維新政府誕生～中央集権で近代国家を目指す～

王政復古で天皇を戴く新政権が誕生したにもかかわらず、なぜ戊辰戦争が起こったのか。なぜ天皇は京都から東京に移ったのか。東京は本当に首都なのか。奇兵隊など明治維新の功労者は、なぜ暗殺されたのか。明治草創期をさまざまな矛盾も含めて話します。

▽とき 4月14日回・午前10時～正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 一坂太郎さん（萩博物館 特別学芸員）

▽定員 60人（事前申し込み先着順）

▽申し込み 3月26日頃から受け付け。午前9時～午後5時に電話で中央公民館（☎222・1681）へ

※月曜日は休館です。

### ●山鹿公民館講座

ハーバリウム・クリスタル・デコイフューザー作り

固まるハーバリウムで花を閉じ込めたアロマポットを作ります。花を飾るように香りを楽しめます。花とオイルを入れるスペースが分か

れているので、花の美しさを損なうことなく楽しめるインテリアです。

▽とき 5月15日回・午前10時～正午

▽ところ 山鹿公民館

▽講師 藤田美紀さん

▽対象 町内に住んでいる、または勤務する人

▽定員 15人（事前申し込み先着順）

▽参加費 2000円

▽申し込み 4月2日回～30日回・午前9時～午後5時に山鹿公民館（223・1892）へ

※月曜日は休館です。

## 芦屋釜の里イベント情報

### ●春季企画展

釜と文様～躍動する生き物たち～  
馬、猿、兎、鳥など、釜に描かれたさまざまな生き物たち。硬い鉄肌の上に躍動する生き物たちにスポットを当てながら、釜の見どころを紹介いたします。

▽とき 4月23日回～6月30日回

▽ところ 芦屋釜の里資料室

▽入館料 中学生以上200円  
小学生100円

▽問い合わせ 芦屋釜の里（☎23・5881）

※月曜日は休館です。ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日が

休館です。

### ●茶道ミニ講座①

茶花を生ける

季節の茶花の生け方を学ぶ講座です。

▽とき 4月21日回・午前10時～11時30分

▽ところ 芦屋釜の里大茶室

▽対象 中学生以上

▽参加費 500円

▽定員 8人（事前申し込み先着順）

▽申し込み 4月7日回～14日回・午前9時～午後5時に芦屋釜の里（☎223・5881）へ

※月曜日は休館です。

## スーパーはまゆうと商店街の利用者以外は長時間駐車しないでください

スーパーはまゆう（船頭町）の東側駐車場は、スーパーだけでなく商店街を利用する人のための駐車場です。しかし連日、長時間駐車している車両があり、スーパーや商店街を利用する人が駐車場を利用できない状況が発生しています。利用以外の駐車や長時間の駐車は、本来の利用客の迷惑となりますので、車両の移動をお願いします。

▷問い合わせ 商工観光係（☎223・3542）



## 選べる出前講座 50 種類以上

講座メニューの中から皆さんが聞きたい内容を選んでください。町職員が話をお届けします。

▷メニュー配布場所 役場2階企画政策課窓口、中央・芦屋東・山鹿公民館、町民会館

▷対象 原則として町内に在住、在勤する5人以上の団体やグループ

▷申し込み 開催日の20日前までに広報情報係（☎223・3569）へ申込書を提出



# 税務課からのお知らせ

**税**金は医療や福祉、教育の充実、道路整備など、私たちの暮らしを支え、豊かにする町の大切な財源です。

## こんなとき、土地・家屋の変更連絡を

土地や家屋に次のような変更があった場合は、税務課へ連絡してください。

|     |                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地  | ①住宅用家屋の敷地を広げるために、隣接する土地を買い足したり、造成などを行ったりしたとき<br>②土地の地目（田・畑・山林・宅地など）が変わり、登記が済んでいないとき |
| 家屋  | 物置・車庫などを含む家屋の取り壊しや新築・増築を行い、登記が済んでいないとき                                              |
| その他 | 家屋や土地の所有者が変わり、登記が済んでいないとき                                                           |

## 生活保護受給者で 固定資産を所有している人は申請を

生活保護を受給している人は、固定資産税の減免の対象となります。申請期限の5月31日までに、税務課窓口で必ず手続きを行ってください。

※納期限を過ぎた期の固定資産税は減免できませんので、注意してください。

## 年金所得者で確定申告不要制度により 所得税の申告をしなかった皆さんへ

所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要です。住民税の申告をしないと前年度より住民税額が高くなる場合があります。

**1** 公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除以外の扶養控除、社会保険料控除（国民健康保険税、国民年金など）、生命保険料控除、寡婦控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けるとき

**2** 公的年金以外の収入（給与・賞与・パート収入、個人年金、原稿料、生命保険の満期返金など）がある場合

公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除に変更や追加がある場合は、税務課で住民税（町・県民税）の申告を行ってください。

## 令和6年度の固定資産税課税資産明細書・ 納税通知書を発送

4月中旬に固定資産税課税資産明細書と納税通知書を発送します。

### ▷固定資産税の納期限

第一期〔5月〕▶ 5月31日金

第二期〔7月〕▶ 7月31日水

第三期〔12月〕▶ 12月25日水

第四期〔2月〕▶ 令和7年2月28日金

### ▷口座振替の納付日

各納期限月の25日（土日祝日の場合は、翌金融機関営業日）です。口座の残高に注意してください。

## 固定資産の縦覧・閲覧を行います

▷とき 4月1日（金）～5月31日（金）（土日祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

▷ところ 税務課窓口

▷持ってくるもの ①納税通知書または課税資産明細書 ②本人を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

### 【縦覧】

▷確認できること 土地＝所在・地番・地目・地積・価格、家屋＝所在・家屋番号・構造・種類・建築年・床面積・価格

▷縦覧できる人 納税者<sup>※</sup>、納税者の委任を受けた人（委任状が必要）、納税管理人、相続人

※町内にある土地、家屋の固定資産税の納税者。免税点未満で固定資産税が課税されていない土地・家屋の所有者は納税者とはなりません。

### 【閲覧】

▷確認できること 固定資産税課税台帳の内容

▷閲覧できる人 納税義務者、納税義務者の委任を受けた人（委任状が必要）、納税管理人、相続人、借地人・借家人（賃貸契約書など権利を証明できるものが必要）

▷閲覧手数料 縦覧期間中は無料（写しの手数料は1枚10円）、期間終了後は1件につき300円

▷注意事項 固定資産税課税台帳を閲覧しなくても、納税義務者へ送付する課税資産明細書で、物件ごとの評価額などが確認できます。

# 消費者 ホットニュース

## SNS 上の投資グループで 勧誘される FX 取引トラブル

～その仲間は信じて大丈夫？～

### <事例>

退職金を運用しようと考え、SNS で見た投資セミナーのグループに登録した。グループ内で「もうかった」と聞き、グループのリーダーに勧められるまま、FX 取引を始めた。教えてもらった無料通信アプリで、指定された個人名義の口座に30万円振り込んだ。すぐに利益が出たので10万円の出金を行うと自分の銀行口座に振り込まれた。この相手は信用できると思い、取引を繰り返し、最終的に500万円を振り込んだ。もうけも出たので出金を申し出たところ連絡が取れなくなった。(60代男性)



### <アドバイス>

- 確実にもうかる話はありません。
  - FX 取引で個人名義の銀行口座を使って入金させることはありません。絶対に振り込まないでください。
  - オンライン上の画面で利益が出ているように見えても、架空であったり、実際の取引が行われていなかったりする場合があります。
- ※ FX 取引（外国為替証拠金取引）はしくみや契約内容が難しく、リスクの高い取引です。取引の仕組みを理解せずに契約することはやめましょう。また、無登録業者との取引は行わないでください。

▷ 問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口  
(☎ 223 - 3543)

※ 環境住宅課内



## 納付書での納付方法

■ 納付書にバーコードまたは QR コードが記載されている場合

芦屋町の取扱金融機関以外でも納付できます。

### ① バーコードを利用して納付する場合

▷ 対象 住民税（普通徴収）、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税

※ 納付書にバーコードが印字されているもの。また、納期限内のものに限ります。

▷ 納付方法 PayPay、PayB、LINEPay、支払秘書、全国のコンビニエンスストア

### ② QR コードを利用して納付する場合

▷ 対象 固定資産税、軽自動車税

▷ 納付方法 次のいずれかの方法で支払い

● 対応するスマホ決済アプリ（PayPay など）で納付

● 全国の地方税統一 QR コード対応金融機関（全国の金融機関やゆうちょ銀行）で納付

● 地方税統一お支払サイト  
(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>) で納付



地方税統一  
お支払いサイト

### ■ 納付書にバーコードや QR コードがない場合

芦屋町の取扱金融機関（福岡銀行、西日本シティ銀行、遠賀信用金庫、北九州農協、沖縄を除く九州内のゆうちょ銀行）で納付してください。

※ QR コードは株式会社デンソーウェーブの商標登録です。

※ 詳しくは納税通知書に同封のチラシまたは、町ホームページを見てください。

※ スマホ決済アプリでの納付は領収書が発行されません。決済アプリの「取引履歴」などで確認してください。

### ▷ 問い合わせ

課税に関すること

課税係 (☎ 223 - 3534)

納税に関すること

納税係 (☎ 223 - 3535)



# 私たちの手で支えあいの地域をつくる



## あしたの会に相談してみませんか



### ●生活の中で小さな困りごとはありませんか

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯、障がいがあるなどの理由で、

- ・ごみを捨てるのが大変
- ・ごみを捨てに行くとき、転んでしまった
- ・身の回りの簡単な作業が難しい
- ・家族や近隣に頼る人がおらず、「助けて」と気軽に言えない

など、家庭の中で解決できない困りごとが増え、その解決に悩んでいませんか。そんな時は、あしや助けあい・支えあいの会（通称「あしたの会」）に相談してみてください。

### ●「あしたの会」とは

あしたの会は、地域の会員同士で助け合うネットワークを作り、困りごとがある人を訪問し、必要であれば会員同士で助け合う団体です。

「協力会員」が「利用会員」を支援（サポート）するという仕組みで、身の回りの小さな困りごとを解決するために運営されています。

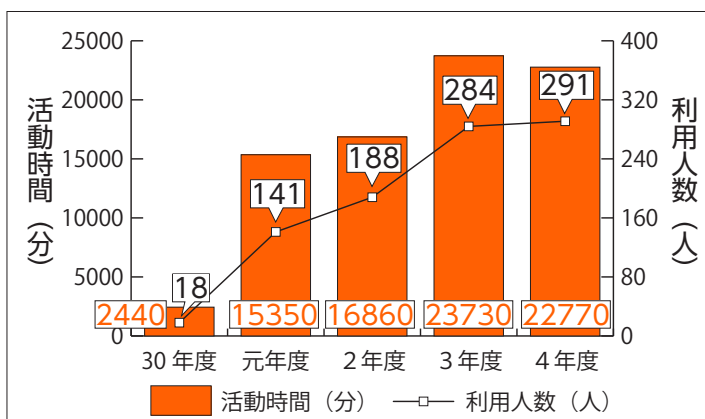
★サポートは1回当たり60分以内で、サポート料は10分100円です。

★年会費 協力会員・利用会員＝500円（60歳以上の協力会員は、年会費免除）

### ●あしたの会の活動経過

平成30年に発足し、今年で活動7年目になり、利用者数も活動時間も年々増加しています。

サポート内容としては、ゴミ出しが6割を占め、その他、室内の簡単な清掃、見守り活動、デイサービスの送り出し、草取りを行っています。最近では、話し相手などの依頼が増え、安否確認も兼ねた見守り活動を行っています。



### ●あしたの会の会員を募集しています

近年、サポートの数も増えてきており、協力会員の確保が大きな課題になっています。この会の活動は、利用会員を支える協力会員がいないと成り立ちません。また、会の活動に賛同し金銭的に支援する、賛助会員も募集していますので、ご協力をお願いします。

★年会費 賛助会員＝一口500円

▷会員加入やサポート利用などの問い合わせ

あしたの会事務局（福祉会館内）（☎222 - 2866）

# 芦屋歴史紀行

その三百三十五

ミシンと洋服  
温かさと思い出と⑥

思い出に寄せて



△雑誌『装苑』の表紙  
(1957年発行)

既製服を店で買うのが当たり前になったのは、そんなに昔のことではありません。

服は誂<sup>あつち</sup>える(頼んで作ってもらう)ものだった時代。雑誌『装苑』(1936年創刊)や『ドレスメーカーキング』(1949年創刊)などといった「スタイルブック」から流行を知り、好みの布を布地屋さんで買

い求めたうえで、近所の仕立屋さんや洋裁のできる女性に頼んでお



△1950年代の家庭用ミシン

しやれな服を作ってもらうか、自分でミシンを踏むか、のどちらかでした。これが、昭和20(1945)年から40(1965)年ごろの普通のことでした。戦後のベビーブームのころに生まれた団塊世代の人なら、うなずかれる人も多いことでしょう。主体はあくまでも自分で、いつ着る服か、どんなデザインの服にするかも仕立てる人と発注者が話合っ



△1960年代の婦人服

しかし、グローバルマーケットの発展に伴って、服は地球上のどこかの工場で大量に作られるようになり、どこに行ってもみんな似た服を着ているようになりました。サイズも規格化され、それに自分を合わせることが当たり前となりました。どこか遠くで次々と大量に作られる服は、値段的には買いやすくなりましたが、誰が作ったのかを知ること

はなく、作る側と着る側のやりとりも全く失われました。服は消費するものとなり、必要以上にワードローブに掛かっていますが、一つ一つの服への愛着も薄れてしまいました。

このような成り行きは、人と衣服の関係にとって本当はいいことではないでしょう。しかし、高度経済成長期のきらびやかさの中で、ブランド信仰やイメージ消費、そしてファストファッションの隆盛といった形は、その歩みが止まることはありませんでした。2010年代に入ってから、特に、服飾業界全体の長引く不振もあり、停滞した現状の打開に向けたさまざまな試みが始まっています。

コットンフェアトレードや服作りの労働環境に目を向けたエシカル(倫理的)ファッション、素材のリサイクルや服のレンタル、中古服の再利用、ITの導入拡大による作り手と着る人の距離感……。どれが決め手となるのかということよりも、これらが新旧流行を繰り返しながら、時間をかけて融合し、新たな流れが生まれるのかもしれない。

(芦屋歴史の里)

## 編集後記

▼大谷翔平選手がついに、結婚してしまいました。8ページのまちのわだいで、大谷選手から全国の小学校にプレゼントされたグローブの記事が載っています。彼はコンディションを崩さないためにたくさん寝るようにしているそうなので、私も「春眠晩を覚えず」を合言葉に春を楽しみたいと思います。(野中)

▼現在、芦屋歴史の里では、特別展「ミシンと洋服(温かさと思い出)」が行われています。私の実家にも足踏みミシンがあり、子どもの頃ペダルを踏んで遊んでいたのを思い出します。特別展は、5月6日頃まで行っている

(手塚)

▼遠賀郡・中間市合同企画で各市町のイメージキャラクターたちがエクササイズをしています。4、5ページにある運動をするだけでも運動不足の私には刺激的で、体が温まります。数日続けると体の動きがよくなるのを実感できます(あくまで個人の感想です)。ただし、張り切りすぎるとだいたい体を痛めてしまいう頃なので調子に乗らないように気を付けています。皆さんもエクササイズを試してみてくださいね。

赤しそ梅酒をはじめとする各キャラクターのパワーの源、各市町の特産品もお忘れなく。

(那木)



## 地域おこし協力隊とは？

人口減少や高齢化などが進む地方で、地域外の人を受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その地域への定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。

▶問い合わせ 広報情報係 (☎223-3569)

りょうしよ ひろえ  
料所 宏会 遠賀町出身。高校卒業後、秋田県とノルウェーに住んでいました。雪国も綺麗でしたが、暖かい九州が大好きです！



だごびーなで八朔の節句をお祝いました。健康と笑顔に恵まれますように(°^人°)



ふくおか町村フェアの様子。たくさんの人にゲームを通して芦屋町を知ってもらいました ^^



3人で頑張っています ^^ これからも私たちをよろしくお願いします！

町民の皆さん、1年間大変お世話になりました。芦屋町地域おこし協力隊として活動できるのは残り2年です。時間を有効に使えるように一生懸命頑張りますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします！見かけたときは、ぜひ声を掛けてください(^O^)/

## 人口（前年同月との比較）

| 令和6年2月末日現在 | 令和5年2月末日現在 |
|------------|------------|
| 12,930 人   | 13,110 人   |
| 6,284 人    | 6,381 人    |
| 6,646 人    | 6,729 人    |
| 6,450 世帯   | 6,440 世帯   |

## 2月分の人の動き

|           |           |
|-----------|-----------|
| 出生…… 1 人  | 転入…… 44 人 |
| 死亡…… 28 人 | 転出…… 33 人 |

こんにちは。地域おこし協力隊の料所です。4月で協力隊2年生になります。昨年、久しぶりに日本の生活に戻ってきました。とても居心地がよく、ここが私の居場所だなあと日々感じています。今回は、芦屋町地域おこし協力隊として過ごした1年を振り返っていこうと思います。

### ■春

令和5年4月3日、芦屋町地域おこし協力隊に着任しました！この日は子どもたちの入園式もあり、家族みんなが新生活へ踏み出しました。5月には、芦屋町地域おこし協力隊のインスタグラムアカウントを新しく開設しました。iPad片手に芦屋町を探検していました。

### ■夏

家のすぐ近くから、あしや花火大会が楽しめて良かったです！8月はだごびーな作りを通して周囲の人の温かさを感じました。だごびーな制作を毎年続けている人は、作るのがとても上手なので、ミニチュア制作講座を開いたらいいんじゃないかなとこっそり考えていました。とてもいい思い出になりました！

### ■秋

初めて実行委員としてあしや砂像展に関わりました。自分にどんなことができるのか考えながら委員会に参加していました。また、ふくおか町村フェアでは、アッシーの被り物とはっぴを身に着けて、芦屋町を精一杯アピールしてきました！会場の皆さんが温かい目で見てくれました。

半年間1人で地域おこし協力隊として活動してきましたが、10月に新たな隊員2人が加わり、にぎやかになりました！

### ■冬

協力隊インスタグラムは、芦屋町の雰囲気や伝えられるアカウントにしようと思い、小中学校や地域活動の場などを取材するようにしました。これからもさまざまな活動や町民の皆さんをインスタグラムで発信していく予定です！ぜひフォローして、芦屋町の出来事をチェックしてください ^^



季節の町の写真をたくさん撮ったのが1年でした！